

白山クラブ会則

1. 目的

児童の体力作りと、正しいスポーツ技術（野球中心）の修得、規則正しいマナーを身につけ、地域住民相互の親睦をはかることを目的とする。

2. 構成 及び 入会

本クラブは、我孫子第四小学校および近隣小学校に在学の児童により構成する。
指導者は、学童の保護者を含め代表者または監督が認知した成人とする。
入会は、別紙の申込書によるものとする。

3. 会費

入会金2000円「内訳：保険代1000円、帽子代3000円」
（※入団時は、帽子代の内2000円を、団が補填）
年会費は1000円/月とし、3月、7月、11月に各4000円を徴収する。
入会時の年会費は、
3・7・11月入会は4000円
4・8・12月入会は3000円
5・9・1月入会は2000円
6・10・2月入会は1000円 を、入会金と共に徴収するものとする。
会費は、会計担当が保管管理するものとし、クラブ運営に関する諸経費（貸与ユニフォーム費、用具費、各種登録費、スポーツ保険代、事務費、他雑費等）に充当する。
尚、クラブが加入する協会・連盟などの公が主催する行事に指導者が参加して、飲食費の請求が個人に求められた場合は、半額を会費より支出する。

4. 保険、団体加入

児童は、入会后スポーツ保険に加入する（会費より負担）。またクラブとしては我孫子市スポーツ少年団、および我孫子市少年野球連盟に加入する。

5. 活動日

練習日は原則として、日曜日 9：00～12：30（学年により延長あり）、
および第1、第3、第5土曜日の 9：00～12：00 とし、
日曜の練習において雨天の場合は体育館を利用する。
試合・行事などによる活動、及び練習日時の変更は別途都度連絡する。

6. 保護者の協力

児童の保護者は、グラウンド整備や活動の補助などクラブからの要請があった場合は、支障のない範囲で参加協力する。

昭和54年4月1日（平成27年 3 月20日改定）